

学校法人大妻学院個人情報保護規程

平成 17 年 3 月 29 日
制定

(目的)

第 1 条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「保護法」という。）に則り、学校法人大妻学院（以下「学院」という。）の個人情報の取扱いに関する基本事項を定めるとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

2 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）における個人番号及び特定個人情報の取り扱いについては、別に定める。

(定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「個人情報」とは、生存する個人（役員、教職員、学生・生徒等、現在及び過去に学院と関わった者すべてを含む。）に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

ア 身体の一部の特徴を電子計算機用に変換した符号、又はカードその他の書類等に対象者ごとに異なるものとなるように記載等された公的な符号のうち、個人情報保護法施行令（以下「政令」という。）で定めているもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 「個人情報データベース等」とは、(i) 特定の個人情報をコンピュータ等を用いて

検索できるように体系的に構成したもの及び(ii)これに含まれる個人情報に一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいい、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。

- ① 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
 - ② 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
 - ③ 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。
- (5) 「個人データ」とは、個人情報のうち、個人情報データベース等を構成するものをいう。
- (6) 「保有個人データ」とは、個人データのうち、学院が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものであって、以下のものを除く。
- ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- (7) 「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報に含まれる記述の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除したりして得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。
- (8) 「仮名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除することにより他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (9) 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらの属する者をいう。

(責務)

第3条 役員、評議員及び教職員（以下「教職員等」という。）は、この規程その他学院の諸規定を遵守し、個人情報を保護する責任を負う。

2 教職員等は、業務上知り得た個人情報を学内の教職員等も含め、故意又は過失により、漏えい、改ざん、滅失し若しくは棄損し、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 学院は、学生・生徒に対して、個人情報の適正な取扱いについて、適切に指導及び啓

蒙活動を行なうことに努めるものとする。

4 個人情報管理責任者(以下「責任者」という。)は、個人情報の適正な管理について責任を負い、この規程の目的を達成するため、個人情報の適正な管理及びプライバシー保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

5 責任者には、次の者を充てるものとする。

- (1) 理事長・学長
 - (2) 各学部長、短期大学部長及び研究科長
 - (3) 大妻中学・高等学校長、大妻多摩中学・高等学校長、大妻中野中学・高等学校長及び大妻嵐山中学・高等学校長
 - (4) 事務局長
- (学術研究における適用除外)

第3条の2 この規程は、大妻女子大学が学術研究の用に供する目的で個人情報及び個人データを取り扱う場合であって、次の各号に掲げる場合には適用しない(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(1) あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合として次に掲げるもの(第14条第1項、2項の例外)

ア 大妻女子大学が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

イ 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合として次に掲げるもの(第6条第4項の例外)

ア 大妻女子大学が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

イ 大妻女子大学と共同して学術研究を行う学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき。

(3) あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合として次に掲げるもの(第14条の2第1項の例外)

ア 個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき。

イ 大妻女子大学と共同して学術研究を行う学術研究機関等へ個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき。

ウ 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術目的で取り扱う必要があるとき。

2 大妻女子大学は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この規則を遵守するとともに、前項の特例を含め、安全管理措置、苦情処理等の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(個人情報保護委員会)

第4条 学院は、この規程の目的を達成するため、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の規程については、別に定める。

(個人情報保護管理者)

第5条 学院は、第1条に掲げる目的を達成するため、次のとおり、学院及び各学校における個人情報毎に個人情報保護管理者(以下「管理者」という。)を置く。

- (1) 大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部の各学科長及び専攻主任
- (2) 大妻女子大学大学院の各専攻主任
- (3) 人間生活文化研究所、健康センター、学生相談センター、児童臨床研究センター、草稿・テキスト研究所、心理相談センター、キャリア教育センター、教職総合支援センター、国際センター、地域連携推進センター、英語教育研究所、管理栄養士スキルアップセンター、共生社会文化研究所の所長、図書館館長、博物館館長
- (4) 大妻中学・高等学校、大妻多摩中学・高等学校、大妻中野中学・高等学校及び大妻嵐山中学・高等学校の教頭
- (5) 企画・戦略室、内部監査室、総務センター、財務センター、広報・入試センター、教育支援センター、学生支援センター、就職支援センター、多摩事務部、図書館、地域連携推進センター事務部の各部長、各課長、及び各事務長
- (6) 中野中高・嵐山中高の各事務長
- (7) その他責任者が必要と認めたる者

2 管理者は、所管する部署における個人データを総括的に管理するとともに、各部署で個人情報を取り扱う者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 管理者は、所管する業務の個人情報の取得、保管及び管理並びに個人情報提供者本人からの開示、訂正又は削除等の請求に関し、この規程の定めに基づいて適切に処理しなければならない。

4 管理者は、個人情報の取り扱いに関し、委員会の指導又は勧告があったときは、遅滞なく是正その他必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得・適正利用)

第6条 教職員等が業務上学生・生徒の個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で適法な手段により取得しなければならない。ただし、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報は、いかなる理由があろうとも取得してはならない。

2 教職員等が業務上、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により、直接本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第三者から取得することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 失跡等やむを得ない理由により、本人から直接に取得できない場合。
- (3) 個人の生命、身体、健康、財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 法の規定に基づく場合。

- (5) 出版、報道等により公にされている場合。
- (6) その他、責任者が第三者から取得することに正当な理由があると認めるとき。
- 3 個人情報第三者から取得する場合には、当該個人情報本人の権益及びプライバシーを侵害しないよう十分に留意し、取得の後、速やかにその利用目的を本人に通知するか、公表するものとする。ただし、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある前項第 3 号の場合、若しくは当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある前項第 4 号の場合においては、この限りでない。
- 4 要配慮個人情報は、合理的な理由がない限り取得しないように努めるものとし、取得するときは、以下に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、保護法 76 条 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における法第 76 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合
 - (6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - (7) 委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。
- 5 取得した個人情報は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用してはならない。
- 6 本条に反して情報取得を行う場合は、管理者は遅滞なく、委員会に報告しなければならない。

(個人データの適正管理)

第 7 条 管理者は、個人情報の保護のため、次の各号に掲げる事項について、適正に管理しなければならない。

- (1) 紛失、き損、破壊その他の事故の防止
 - (2) 改ざん及び漏えいの防止
 - (3) 個人データの正確性及び最新性の維持
 - (4) 不要となった個人データのすみやかな廃棄又は消去
- 2 学校法人大妻学院ネットワーク利用規程(平成 9 年 3 月 26 日制定)第 1 条に定める学校法人大妻学院ネットワークを管理する財務センターは、同ネットワークにおける個人情報への不当なアクセス等に対し、技術面において必要な安全対策を講ずるものとする。

(学外への持ち出し制限)

第8条 個人情報とは原則として学外へ持ち出してはならない。ただし、個人情報を使用する業務を学外に委託するときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、教員が授業運営にかかる資料、試験答案、レポート、論文、その他授業運営に必要な資料で、教員が正当な教育活動の遂行に必要な場合は、学外持ち出し制限の適用除外とすることができる。

(個人データの管理)

第9条 管理者は、所管する部署の保有する個人データを適切に管理するため、次の事項を記録した個人データ管理台帳を作成し、所管の事務所に備え置く。

- (1) 個人情報データベース等の名称
- (2) 個人データから識別される本人の属性等
- (3) 個人データの項目
- (4) 利用目的
- (5) 取扱い部署、責任者
- (6) 個人データの保管期間
- (7) その他必要な事項

2 各部署の取扱担当者は、個人データの取扱状況を確認するため、個人データ記録簿を作成し、次の事項を記録しなければならない。

- (1) 個人情報データベース等の利用・出力状況
- (2) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持出し状況
- (3) 個人データ等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）
- (4) 個人情報データベースを情報システムで取り扱う場合、取扱担当者の情報システム利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

3 管理者は、定期的又は臨時に個人データの管理状況及び取扱状況を確認しなければならない。

(情報漏えいへの対応)

第10条 取扱担当者は、個人データの漏えい等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた管理者は、理事長に報告するとともに、速やかに次の措置を講じなければならない。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響範囲の特定
- (3) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 文部科学省及び個人情報保護委員会（内閣府外局）等への事実関係及び再発防止策等の報告
- (6) 事実関係及び再発防止策の公表

3 学院は、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利害を害するおそれ大きいものとして次に掲げる事態が生じたときは、当該事態を知った後、速やかに個人情報保護委員会（内閣府外局）及び文部科学省に報告しなければならない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 4 前項の場合における報告事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
 - (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
 - (4) 原因
 - (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (6) 本人への対応の実施状況
 - (7) 公表の実施状況
 - (8) 再発防止のための措置
 - (9) その他参考となる事項

5 学院は、第3項に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、本人に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（物理的・技術的安全管理措置）

第11条 入退室者による不正行為等の防止のための物理的安全管理措置及び情報システムからの漏えい等の防止のための技術的安全管理措置については、別に定める。

（委託処理に関する措置）

第12条 学院又は各学校が、個人情報に係る特定の業務の全部又は一部を委託する場合においては、以下の内容を含んだ委託業者との当該契約又は別途機密保持契約において、個人情報保護に関する安全管理のために講ずるべき措置を明らかにしなければならない。

- (1) 個人データの漏えい又は盗用に関する事項。
- (2) 個人データの再委託に関する事項。
- (3) 委託契約期間に関する事項。
- (4) 利用目的達成後の個人データの返却又は破棄若しくは削除に関する事項。
- (5) 個人データの加工（委託契約範囲内のものを除く。）、改ざん等の禁止又は制限に関する事項。
- (6) 個人データの複写又は複製（委託契約範囲内のものを除く。）に関する事項。
- (7) 個人データの漏えい等の事故発生時の報告義務に関する事項。

(8) 個人データの漏えい等の事故発生時の責任の明確化に関する事項。

- 2 前項に規定する委託を受けた事業に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をもとに正当な理由なくして他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(共同利用)

第 13 条 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、当該特定の者に個人データを提供することができる。

- 2 前項の場合において、次に掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 個人データを共同利用する旨
- (2) 共同利用する個人データの範囲
- (3) 共同利用する者の範囲
- (4) 共同利用する者の利用目的
- (5) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(利用目的の制限)

第 14 条 教職員等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、業務上取得した個人データをその目的以外のために利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために、個人データを利用することができる。ただし、このことによって、当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に基づく場合。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 3 前項の各号のいずれかに該当して個人データを利用する場合は、遅滞なく、責任者に届け出なければならない。

(第三者への提供)

第 14 条の 2 教職員等は、前条第 2 項のいずれかに該当すると認めるときは、個人データを第三者に提供することができる。ただし、このことによって、当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会（内閣府外局）へ届け出たとき（以下「オプトアウト」という。）は、当該個人データを第三者に提供するこ

とができる。なお、個人情報保護委員会への届出は、電子情報処理組織を使用するか、又は所定の届出書及びその記載事項を記録した光ディスクを提出することにより行う。

- (1) 学院の名称、住所、理事長の氏名
 - (2) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (3) 第三者に提供される個人データの項目
 - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - (5) 第三者への提供の方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - (7) 前号の本人の求めを受け付ける方法
 - (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 前項の規定は、次に掲げる事項については、適用しない。
- (1) 要配慮個人情報
 - (2) 偽りその他不正の手段により取得された個人データ
 - (3) 他の個人情報取扱事業者からオプトアウト規定により提供された個人データ(その全部又は一部を複製・加工したものを含む。)
- 4 次に掲げる場合は、第三者提供に該当しない。
- (1) 第12条の定めによる委託に伴って個人データを提供する場合
 - (2) 前条の定めによる共同利用に伴って個人データを当該特定の者に提供する場合
 - (3) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合
- 5 学院は、当該提供先において、個人データを提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい、盗用等がなされないように、個人データの安全管理のために講ずべき措置について、提供先と契約書を締結するなど、適切な措置を講じなければならない。
- 6 第1項又は第2項に該当して個人情報を第三者に提供する場合は、遅滞なく、責任者に届け出なければならない。
- (外国の第三者への提供)
- 第15条 次にいずれかに該当すると認める場合に限り、個人データを外国の第三者に提供することができる。
- (1) 外国の第三者に提供することについて、本人の同意があるとき。
 - (2) 学院と外国にある第三者との間で当該第三者における個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されているとき。
 - (3) 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けているとき。
 - (4) 第14条第2項に該当するとき
(第三者への提供に係る記録の作成等)
- 第16条 個人データを第三者に提供したときは、管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、学院が本人に対する物品またはサービスの提供に関

連して当該本人の個人データを第三者へ提供する場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

- (1) 個人データを提供した年月日
- (2) 提供先の氏名、名称等及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名等
- (4) 当該個人データの内容（項目）

2 学院は前項により作成した記録を個人データの提供を行なった日から 3 年を経過する日まで保存しなければならない。

3 本人は、第 1 項の記録について、開示を請求することができる。請求の手続については、第 21 条の規定を準用する。

（第三者からの提供）

第 17 条 第三者から個人データの提供を受ける場合、管理者は、次の事項を確認し、その取得方法が適法なものであることを確認しなければならない。ただし、当該個人データが第 14 条第 2 項各号の又は第 14 条の 2 第 4 項各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得経緯

2 前項により個人データの提供を受けた場合、管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、学院が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して第三者からデータの提供を受けた場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

- (1) 個人データの提供を受けた年月日
- (2) 前項各号に掲げる確認事項
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名等
- (4) 当該個人データの内容（項目）

3 学院は、前項により作成記録を個人データの提供を行なった日から 3 年を経過する日まで保存しなければならない。

（取得の届出）

第 18 条 教職員等は、業務遂行上、新たに個人情報を取得するときは、あらかじめ次の事項について管理者に届け出て、承認を得なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の取得の対象者
- (4) 個人情報の取得方法

- (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の記録の形態
 - (7) その他委員会が必要と認めた事項
- 2 前項により届け出た事項を変更又は廃止するときは、管理者の承認を得なければならない。

(目的外利用及び提供の届出)

第 19 条 教職員等は、個人情報を取得された目的以外のために利用又は提供するときは、事前に本人に利用目的を通知し、同意を得なければならない。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人データの保管等に関する監査)

第 20 条 理事長は、個人データの保管等に関する取り扱いについて、その適切性を確保するために、内部監査を命じることができる。

- 2 理事長は、前項の監査を行うにあたっては、内部監査担当者を任命するものとする。
- 3 監査担当者は、内部監査の結果を理事長に報告しなければならない。

(自己に関する個人データの開示)

第 21 条 学生・生徒及び教職員等は、学院又は各学校が保有する自己に関する個人データについて、当該個人データを所管する管理者に、開示の請求をすることができる。ただし、政令に定める代理人による開示の請求を妨げない。

- 2 第 1 項に規定する請求は、あらかじめ本人であることを明かして、必要事項を記載した理事長宛ての文書(様式第 1 号)を、当該個人データを担当する管理者に提出しなければならない。

3 本人は、当該保有個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他学院の定める方法による開示を請求することができる。

- 4 開示の請求があったときは、管理者は、前項の規定により本人が請求した方法により、該当する個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人データの全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- (2) 学院又は各学校の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- (3) 開示請求の対象となる個人データに、第三者の個人情報が含まれている場合。
- (4) 個人の選考、評価、判定、健康記録その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに適当であると認められる場合。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、責任者が相当の理由があると認めたとき。
- (6) 他の法令に違反することとなる場合。

5 個人データの開示は、当該文書の写しの交付をもって行うものとする。この場合において、個人データが電子ファイル、磁気ディスク等に記録されているときは、印字装置により出力した書面または電磁的記録の閲覧又は交付により行うものとする。個人データの開示のために費用が発生した場合は、その実費を個人データ請求者に負担させることができる。

6 第 2 項の規定に基づき求められた個人データの全部又は一部について開示しないときは、本人に対し、遅滞なくその旨を文書(様式第 2 号)により書面または電磁的記録で通知しなければならない。

(自己に関する個人データの訂正又は削除)

第 22 条 学生・生徒及び教職員等は、自己に関する個人データの記録に誤りがあると認めるときは、当該個人データを所管する管理者に、その訂正又は削除を請求することができる。

2 前項に規定する請求の方法については、前条第 2 項に定める手続を準用する。

3 管理者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、調査・確認のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(自己に関する個人データの利用停止等)

第 22 条の 2 学生・生徒及び教職員等は、学院に対し、自己に関する個人データが次のいずれかに該当する場合は、その利用の停止、消去又は第三者提供の停止(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

(1) 第 6 条の規定に違反して不正の手段により取得されたものであるとき又は不適正な方法により利用されているとき

(2) 第 14 条の規定に違反して目的外利用されているとき。

(3) 第 6 条第 4 項の規定に違反して要配慮個人情報取得されているとき。

(4) 第 14 条の 2 又は第 15 条の規定に違反して第三者に提供されているとき。

(5) 学院が利用する必要がなくなった場合

(6) 漏えい、滅失、毀損等の事態が発生した場合

(7) 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

2 請求の手続については、第 21 条第 2 項の規定を準用する。

3 管理者は、第 1 項の請求を受け、その請求に理由があると判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要するなど利用停止等を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため、これに代わるべき措置をとることができる。

4 管理者は、第 1 項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(不服の申立て)

第 23 条 自己の個人データに関し、第 21 条に規定する請求に基づいてなされた開示、訂正等の措置に対して不服がある者は、本人であることを明確にして、不服の申立てを行うことができる。ただし、不服申立て事項が内容同一の場合、再度の申立てはできない。

2 不服申立ては、次に掲げる事項を記載した文書(様式第 3 号)を委員会に対し提出することにより行う。

- (1) 苦情の申立てを行う者の所属及び氏名
 - (2) 苦情申立て事項
 - (3) 苦情申立て理由
 - (4) その他委員会が必要と認めた事項
- 3 前項の規定による不服申立てを受けたときは、委員会において遅滞なく審査しその結果を文書(様式第4号)により本人に通知しなければならない。
- 4 委員会は、審議、決定に際し必要があると認めたときは、本人、管理者又は当該個人データを所管する部署の教職員その他関係者に対して、意見の聴取を行うことができる。

(匿名加工情報の作成等)

第24条 匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないよう、当該個人情報を加工するものとする。この場合において、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する項目を公表するものとする。

(匿名加工情報の第三者提供)

第25条 作成した匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに当該第三者に対して当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

(識別行為の禁止)

第26条 匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第27条 匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、かつ、当該措置の内容を公表するものとする。

(仮名加工情報の作成等)

第27条の2 仮名加工情報(仮名加工情報 データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 法令に基づく場合を除くほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮

名加工情報（個人情報であるものに限る。以下同じ。）を取り扱ってはならない。

- 4 仮名加工情報については、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を公表しなければならない。
- 5 仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 6 法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報でないものを含む。）を第三者に提供してはならない。
- 7 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便等により送付し、若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第10条第3項、第4項、第5項、第14条、第18条、第19条及び第21条から第22条の2までの規定は、適用しない。

（罰則）

第28条 教職員等は、この規程に違反した場合、その事項について遅滞なく、管理者に報告しなければならない。

- 2 管理者は、個人情報の取り扱いがこの規程に抵触するおそれがあると認識した場合は、その事実について遅滞なく調査し、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者の調査とは別に、独自の調査をすることができる。
- 4 この規程に違反した場合は、就業規則等に基づき、処分の対象となる場合がある。

（補則）

第29条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な個人情報の取扱いに関する事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令により取り扱うものとする。

（規程の改廃）

第30条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 26 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 26 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 1 月 17 日常任理事会「学校法人大妻学院事務組織規程」の改正による)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日に施行する。

様式第 1 号 (第 21 条第 2 項関係)

様式第 2 号 (第 21 条第 6 項関係)

様式第 3 号 (第 23 条第 2 項関係)

様式第 4 号 (第 23 条第 4 項関係)

様式第1号(第21条第2項関係)

自己に関する個人情報開示等請求書

年 月 日

学校法人大妻学院 理事長 殿

請求者(本人 代理人)

氏名 _____ 印

(本人の氏名 _____)

所 属 _____

(在学は学籍番号・学校・学部・学科・学年を、卒業生は卒業年・卒業校・学部・学科を、教職員は所属・職名を記入のこと)

住 所 _____

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律及び学校法人大妻学院個人情報保護規程第21条の規定に基づき、次のとおり請求します。

個人データ記録 の件名又は内容	
請求の内容	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用等の停止 <input type="checkbox"/> 第三者への提供記録の開示
本人であることを 証明する書類	
備 考	

(記入方法等)

- 1 該当する口欄にチェックしてください。
- 2 請求者は、請求書で提出時に、身分を証明するもの及び本人(法定代理人を含む)であることを確認できるものをご提示ください。
- 3 代理人の方は、本人の氏名もご記入のうえ、代理権を有することを証明する書面を添付してください。

管理者印

--

受付印

--

様式第2号(第21条第6項関係)

自己に関する個人情報開示等決定通知書

年 月 日

殿

個人情報保護管理者

氏名 _____ 印

〇〇年〇〇月〇〇日付で請求のありました自己に関する個人情報の開示について、その(全部・一部)に応じられませんので、学校法人大妻学院個人情報保護規程第21条第6項の規定に基づき、通知いたします。

なお、この決定に不服がある場合は、個人情報保護委員会委員長あてに不服申立を行うことができます。

自己に関する個人情報	
請求に応じられない理由	

様式第4号(第23条第3項関係)

自己に関する個人情報の不服申立に対する回答書

年 月 日

殿

個人情報保護委員会
委員長

印

個人情報保護規程第23条第3項の規定に基づき、次のとおり、不服申立書に対する回答をいたします。

個人データ記録 の件名又は内容	
不服申立に関する回答	